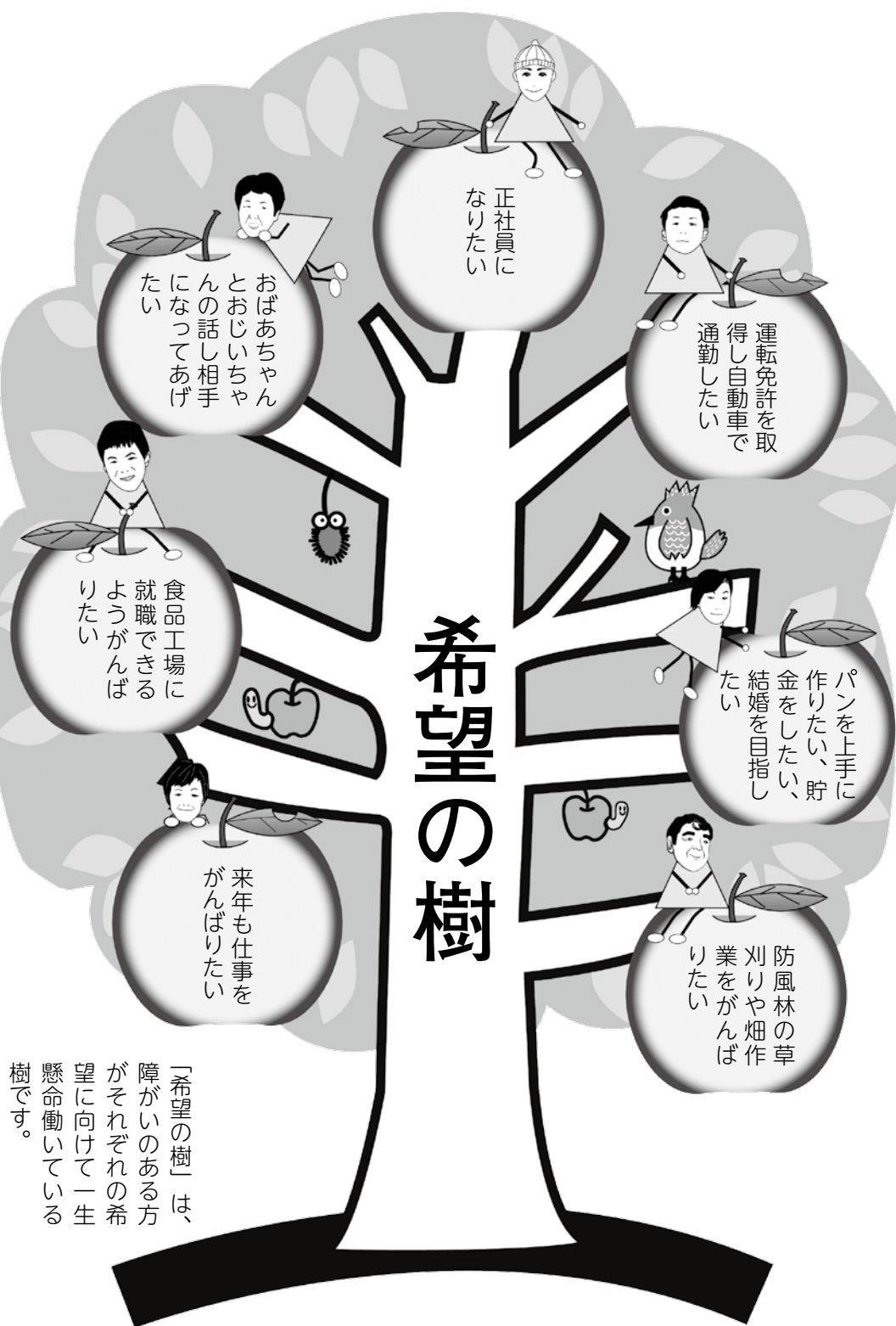


「共に生きる」

障がいのある方も、共に豊かに暮らせる社会へ

希望の樹



「希望の樹」は、障がいのある方がそれぞれの希望に向けて一生懸命働いている樹です。

共生社会をつくるために

私たちの社会には、さまざまな人たちが暮らしています。誰もがお互いに人格と個性を尊重して支え合い、多様な在り方を認め合える全員参加型の社会（共生社会）をつくるためには、障がいのある方の社会参加が必要となります。

これまで十分な社会参加ができなかった障がいのある方が積極的に参加・貢献することができるよう社会です。

今月の特集は、障がいのある方の就労支援や知っておきたい各種サービス、助成制度についてお知らせします。

障害者の雇用の促進等に関する法律
の改正

「障害者の雇用の促進等に関する法律」が改正され、平成28年4月1日から、障がい者であることを理由にした雇用に関するあらゆることでの差別が禁止されました。

改正の内容

障がい者であることを理由にして、募集・採用、賃金、昇進など、雇用に関するあらゆる場面で差別が禁止されています。

《募集・採用》

◆障がい者であることを理由にして、求人応募を認めない

◆業務を行う上で必要のない条件を付ける

《採用後》

◆労働能力などを評価しないで異なる扱いをする

特別養護老人ホーム「やまとの里」には、障がいのある方が3人働いています。「障がいにもいろいろありますので、働く方の障がいにあった役割や配置を整えることが大事です」と施設長の木下さんは話します。

今回、木下さんと同施設で働いている「Aさん」に「やまとの里」の職場環境などについて伺いました。



特別養護老人ホーム
やまとの里 施設長
木下 浩志 さん

施設長に伺います

☆Aさんが「やまとの里」で働くことになったきっかけは何ですか。

★施設長 平成28年3月に「ちとせの介護医療連携の会」が開催した「介護・医療のお仕事就職相談会」の見学に来られたことがきっかけです。

本人と面談したところ、介護老人福祉施設などで働いた経験が豊富なため「体験しながら働いてみませんか」と声をかけたのが始まりです。

☆Aさんに働いてもらって、良かったところ、見直すところはありますか。

★施設長 Aさんはとにかく利用者に優しい方です。話し方が丁寧で積極的というか、ひたむきに仕事を行うところが良いです。施設にとっても欠かせない存在です。

見直すところはありません。できればフルタイム（8時間）で働いてほしいところです。

☆Aさんには、将来どのようなようになってほしいですか。

★施設長 体調を最優先にして、無理をせず、今のままでやってもらいたいのです。Aさんは、自ら進んで仕事の段取りをするなど、周りに対する気配りができる方ですので、他の部署の職員からも信頼が厚く、明るい雰囲気や接し方が施設にとってもプラスになっています。

Aさんに伺います

☆「やまとの里」で働くこうと思った動機や理由を聞かせてください。

★Aさん 以前、うつ病、適応障害、感情障害という症状が続き、障害者手帳を持っていましたので、社会復帰をするために就労継続支援B型事業所を利用してから1年くらい経過した頃です。

仕事にも自信がつき、やればできると思うようになったので「ちとせの介護医療連携の会」が開催した見学会に参加したところ「施設の見学に来てみたら」と誘われ、過去の経験が生かせると思い就職を決意しました。

☆「やまとの里」で働いてみて良かったこと、今後、自分で取り組んでみたいことはありますか。

★Aさん 就労継続支援B型事業所では、1日5時間働いていたので、最初は5時間勤務から始めてもよいという配慮があり、生活リズムにも不安なく、仕事が始めやすかったです。

「やまとの里」は、施設内の環境も良く、きちんとしたフォローがあるので、安心して仕事に取り組みしました。また、働くことで収入が増え、働く喜びを実感しています。

施設のお年寄りには笑顔が多く、会話することで自分がお年寄りに癒やされていることに気づき、自信につながりました。毎日が勉強です。バランスのとれた考え方に切り替えて長く働けるようにしたいです。

☆将来の希望や目標はありますか。

★Aさん リズムを崩さないよう、規則正しい生活を続けていきたいです。また、収入が増えたので旅行に行きたいと思っています。これからもお年寄りが安心して暮らしていけるよう、頑張りたいです。

障がいの特性と配慮の例（この配慮は、できる範囲で実行することが必要です）

障がい種別	特性	合理的配慮の例
視覚障がい	◇段差や障害物に気づきにくい ◇慣れない場所で移動することが難しい ◇色や形、情景などの説明があれば理解できる	◇バリアフリー化が望ましい ◇主な移動場所には点字シールを貼る ◇音声読み上げ機能付きパソコンおよびソフトや拡大読書器を導入する
聴覚障がい	◇電話やインターホン、館内放送などに気づきにくい ◇正面からは、唇の動きを読むことができる	◇文字でコミュニケーションを図る ◇口話で伝えるときは、ゆっくり、はっきりと話す
肢体不自由	◇狭い場所や段差、階段、長距離の移動が困難 ◇重たいものを持つなど、身体に負担のかかる業務が苦手	◇段差の解消や手すりの設置など、バリアフリー化に努める ◇通路を広くし、通行の妨げになるものを置かない ◇車いすを使用している方には、できるだけその方に合った幅や高さの机・作業台を用意する ◇下肢に障がいのある方には、移動が少なく座ってできる業務を見つける
内部障がい	◇外見からは、分からないことが多い ◇免疫力が低下して体力がなく、疲れやすくなる ◇ことが多い	◇医療器具を造設、埋設している方には、そのための環境を整える ◇通院や服薬などの必要性に配慮する ◇残業や肉体労働の少ない業務を見つける
知的障がい	◇作業手順を覚えることや、処理に時間がかかる ◇自分自身で判断することが苦手	◇作業は、簡潔・明確に指示し、あいまいな言い方は避ける ◇新しい作業を依頼するときは、お手本を見せる ◇失敗しても頭ごなしに怒鳴るなど大声を出さない
精神障がい (発達障がいを含む)	◇季節や日、時間帯によって体調が大きく変化しやすい ◇不眠や動悸、呼吸困難を伴うことがある ◇症状の悪化を防ぐため、定期的な通院や服薬をしている	◇本人の体調に応じて作業量や時間を調整する ◇通院や服薬などの必要性を理解し、勤務時間を配慮する ◇必要に応じて産業医や医療・支援機関との連携を図る

本人の特性に合わせた配慮

上の表は、障がいのある方の社会参加を支援するため、障がいの特性と合理的配慮の例を記載したものです。

例えば、下肢に障がいがある方には、移動が少なく座ってできる業務、内部障がいのある方には、残業や肉体労働の少ない業務など、障がいの特性を理解して、本人の適性にあった業務を見つけることが必要です。

本人のプライバシーを考慮した上で障がいの特性、必要な配慮の説明、研修を職場で行い、理解を深めることも大切です。

また、一定期間ごとに本人や支援機関の職員と面談を行い、職務の適性や困っていることがないかなどの確認が必要です。

社員に対する研修や面談方法は、市が委託している「就労推進室やませみ」に協力を依頼できます。

就労推進室やませみ

〒066-0065
千歳市春日町3丁目5-1
総合支援センターいずみの杜・春日
☎(25) 3990 FAX(25) 3991
Eメール
syurou-yamasemi@bz03.plala.or.jp

お気軽にご相談を！

障がい者の法定雇用率
(平成25年4月1日実施)

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業主に対して、雇用する労働者に占める身体障がい者や知的障がい者の割合を次のとおり義務づけています。

民間企業	2.0 パーセント
国、地方公共団体	2.3 パーセント
都道府県などの教育委員会	2.2 パーセント

就労支援事業所で作成した名刺です



本人の写真をもとに似顔絵を描いて作成した名刺のサンプル

※就労継続支援B型事業所とは、雇用契約に基づく就労が困難な方に対し、就労機会の提供などの支援を行う就労系障がい福祉サービス事業所です。

こんなときは、どうしたらよいか

左の表は、障がいのある方が作業などで困ったとき「こうしてみたら、うまくいく事例」です。

発達障がいのある方は「しつかり」、「てきとうに」、「はやめに」、「いそいで」など、あいまいな表現で指示をされる

と、何を優先して良いのか分からなくなる場合があります。

日時や今すぐやって欲しいことなどをはっきりと伝えることで、スムーズな作業につながります。

できる範囲で本人の立場に立つて支援をしていくことが何よりも重要です。



こうしてみたら、うまくいく事例

	事例1	事例2	事例3
状況	周りが忙しそうにしているため、次の仕事を聞けずにいたら、なぜ誰かに聞いて仕事をしないのかと注意された。	製パンの作業中、パンにクリームを「てきとうに」塗るよう指示を受けて作業を行っていたところ、塗りすぎだと注意された。	皿を洗浄中、鍋を洗うように指示を受けたが、皿の洗浄を続けていると「この鍋をすぐ使うのに、なぜ洗っていないのか」と注意された。
本人の気持ち	忙しいとき、誰に指示を出してもらったら良いのか分からなかった。	パンに塗るクリームの量をきちんと教えてくれなかったのになぜ怒るのか。	鍋を先に洗うようにと指示を受けていなかったのになぜ？と不満に思った。
周りの気持ち	忙しいので「誰か」に聞いて仕事してほしい。	こんなにたくさんクリームを塗るなんて「普通に考えて」ありえない。	いつもすぐ使用する鍋なのに、なぜ分からないのだろうか。
こうしてみたらうまくいく	あらかじめ、誰から指示を受けるか決めることで解決できた。次の仕事の指示を積極的に聞けるようになり、仕事が順調に進むようになった。	「てきとうに」、「しつかり」など、あいまいな表現は戸惑ってしまうため、事前に見本を見せてから作業を開始したところ、分量に間違いもなく、きれいに早く作業ができるようになった。	洗い物を頼むとき、優先順位を伝えることで仕事も順調に進むようになった。

(7) 所得税、市・道民税の障害者控除

障害者手帳をお持ちの方またはそれらの方を扶養している方は、申告により税控除を受けることができます。

控除額は等級によって異なります。詳細は、札幌南税務署（所得税）または市役所税務課（市・道民税）にお問い合わせください。

・札幌南税務署 ☎011-3900111 (555) 3900
・税務課 ☎(24) 0158 (24) 0158

(8) 駐車禁止除外指定車標章の交付

障がいのある方が乗車している車両を駐車禁止の標識のある道路にやむを得ず駐車するとき、駐車禁止除外指定車標章を掲出することで駐車禁止規制の適用除外を受けることができます。

・千歳警察署 ☎(42) 0110



市内の主な施設には、障がいのある方が利用するときに割引制度があります

施設名	介助者	料金
温水プール ☎(49) 7001	1名分 無料	無料
ダイナックスアリーナ (スポーツセンター) ☎(22) 1111	1名分 無料	半額
武道館 ☎(22) 2100	1名分 無料	半額
市内の体育施設（市民球場・テニスコート・サッカー場など）千歳市体育協会 ☎(24) 2100	施設によって異なる	半額
パークゴルフ場（市所管分） ☎(24) 1366	なし	半額
サケのふるさと千歳水族館 ☎(42) 3001	1名分	半額 ※年間パスポート除く

※市内に居住し、かつ身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方に限ります。

各種サービスや助成制度、割引制度があります

(1) 自立支援教育訓練費の助成

障害者手帳をお持ちで一定の条件を満たす方が就労するため、必要となる資格取得や職業能力向上のために講座・研修などを受講したとき、受講料など経費の4割、20万円を上限に助成します。

(2) 自動車運転免許取得費の助成

障害者手帳をお持ちで一定の条件を満たす方が社会参加するため、自動車の運転免許を取得するときに必要な経費のうち10万3千円を上限に助成します。

(3) 身体障害者用自動車改造費の助成

上肢または下肢の障がい度1・2級の手帳をお持ちの方が社会参加するため、自己所有する自動車のハンドルやペダルなどの改造に要する経費のうち10万円を上限に助成します。

(4) 精神障害者通所交通費助成

精神障がいのある市民税非課税の方が通所施設などに通所するため、交通費（バス・JR）の5割、月額4千円を上限に助成します（一部対象外の交通機関があります）。

※(1)～(4)の助成は、事前申請が必要です。



千歳市点字図書室

市では、社会福祉協議会に委託して、視覚に障がいのある方に点字および音訳の図書を提供しています。

点字図書室を利用する方は、利用登録が必要です。

※利用登録や図書の貸し出し方法などの詳細は、電話やEメールなどで点字図書室にお問い合わせください。

千歳市点字図書室 ☎(27) 3921
(平日の8時45分～17時15分)
Eメール chitose-shikaku@city.chitosehokaido.jp



点字を入力している様子



(5) NHKテレビ放送受信料の減免

次の免除区分に該当するとき、NHKテレビ放送受信料の全額または半額の免除を受けられます。

※障がい者支援課で免除証明書の交付を受け、NHKに提出してください。

【全額免除】障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ世帯全員が市民税非課税のとき

【半額免除】▼世帯主が視覚または聴覚の身体障害者手帳をお持ちで、かつ受信契約者のとき▼世帯主が身体障害者手帳1・2級または療育手帳A判定または精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちで、かつ受信契約者のとき

(6) 自動車税、軽自動車税の課税免除

障害者手帳をお持ちで一定の条件を満たす方は、自動車税の減免を受けることができます。免除を受けるには、要件があります。詳細は、札幌道税事務所（自動車税または市役所税務課（軽自動車税））にお問い合わせください。

・札幌道税事務所 ☎011-7461194
・税務課 ☎(24) 0158 (24) 0158

働く障がい者の紹介
就いている方を紹介します

障がいのある方は、特別な存在ではありません。私たちと同じように、夢や希望を持っています。

◆どのような仕事をしていますか

- ・介護の仕事
- ・梱包や受託の終わった手荷物をベルトコンベアに流す仕事
- ・商品の品出し、ハンガー回収
- ◆仕事でつらいことはありましたか
- ・足の裏が痛くなった
- ・仕事を覚えることが大変で同期と励まし合い、先輩に質問してメモを取るよう努力した

◆仕事でどんなときが楽しいですか

- ・仕事がたくさんできたときはうれしい
- ・お客様からありがとう、助かります、頑張ってくださいと声をかけていただいたとき

◆給料はどのように使っていますか

- ・遊びに行ったり、誕生日にケーキを買いました
- ・お父さんとお母さんに食事をご馳走しました

◆将来の夢はありますか

- ・立派な介護福祉士になること
- ・大阪のユニバーサル・スタジオ・ジャパンに行ってみたい

この記事の
お問い合わせ
障がい者支援課
自立支援係
☎(24) 0327